

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁消防課長

消防庁防災課長

### 農村地域における耐震性貯水槽の整備推進について（通知）

消防庁においては、従来から、地震時の消火用水及び生活用水の確保を目的として、耐震性貯水槽の整備を推進してきたところですが、平成16年に発生した新潟県中越地震において、地震動による水道施設の機能喪失、防火水槽の破損等が多数発生したこと等を踏まえ、農村地域における耐震性貯水槽の整備のより一層の推進が必要と考えております。

つきましては、以下に農村地域において耐震性貯水槽を整備する際に活用することができる事業の例及び耐震性貯水槽に利用しうる水源の例を列挙しましたので、貴職におかれましては、これを参考として耐震性貯水槽の整備に努めていただくようお願いいたします。また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村にもこの旨周知していただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 第1 耐震性貯水槽整備に活用できる事業の例

##### 1 国庫補助事業

消防防災施設整備費補助事業（消防庁）

同事業では、「消防防災施設整備費補助金交付要綱」(平成14年4月1日付け消防消第69号)に定める規格の耐震性貯水槽を補助対象としている。

地域用水環境整備事業（農林水産省）

同事業では「地震等の災害発生時に消防水利又は生活水利を容易とするための施設としての、防火水槽、吸水枘、給水栓及びアクセス施設等の整備」を補助対象としている。

むらづくり交付金（農林水産省）

同交付金では以下を交付対象としている。

・「集落防災安全施設整備」として行う、農業用施設と関連する施設（防火水槽を含む）の整備

・「施設補強整備」として行う、農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設の補強に併せて地震等の災害に対し安全性の確保が必要な橋梁等の公共施設の補強

なお、農林水産省所管事業の詳細については、当該事業の関係部局に確認されたい。

##### 2 地方単独事業

防災基盤整備事業

同事業では、地域における「災害等に強い安心安全なまちづくり」を目指し、住民の安心安全の確保と被害の軽減を図る施設として、防災井戸、耐震性貯水槽、防火水槽等を対象としている。

過疎地域自立促進重点事業

同事業では、過疎地域自立促進特別措置法第6条に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づいて実施する防火水槽等を対象としている。

#### 第2 耐震性貯水槽に利用しうる水源の例

1 水道水（飲料水兼用として水道管と連結し貯水する方法等）

2 農業用水（直接連結し通水する方法等）

3 河川、湖沼等（ポンプ車等により送水し貯水する方法等）

4 雨水（雨水を利用し貯水する方法）

なお、これらの水源を利用するに当たっては、当該水源の管理者と十分に調整を行うこと。

以上